

20陳情 第26号	西新宿5丁目中央北地区再開発の都市計画決定に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年月日	平成20年9月10日受理、平成20年9月17日付託
陳情者	新宿区西新宿_____

(要旨)

1.平成20年3月21日開催の第135回都市計画審議会で西新宿5丁目中央北地区再開発の都市計画決定をしましたが建物高さについて、新宿区の景観ガイドラインをまったく無視しています。高さについて再度検討していただきたい。

2.今回の景観に対する新宿区の意見書、及び新宿区景観アドバイザーの見解書の提出を区長に求めます。

(理由)

新宿区が定めた景観ガイドラインの高さのスカイラインについて、今回まったく無視しています。議事録を拝見したところ地区計画課長がスカイラインは高さだけでなく、住環境の改善、地元の権利者の長年の努力とかを考慮しなければならないと発言しています。

この発言は地元権利者や開発業者の利権を確保するために高さを確保して容積率を維持しようとの考えです。

このようなことで景観ガイドラインを無視してはなりません。

そもそも、景観ガイドラインは過去のこのような事由で破壊された景観を保護しようと生まれたものです。景観ガイドラインとは人に優しいやわらかな雰囲気を作るために策定されたものです。景観ガイドライン規制の例外を認めてはなりません。これでは今後の新宿区の景観が確保されるとは思えません。景観行政団体がむなしだけです。

地元で報いるならもっと他の方法もあるのではないのでしょうか。景観を犠牲にしないでスカイラインを厳格に遵守してください。

新宿区が景観ガイドラインを遵守しなければ、今後、誰も遵守しようとはならないでしょう。新宿区が率先して行動してください。

現在、東京都都市計画西新宿6丁目西部地区地区計画が進められていますが都庁により近いところです。この計画内容を見ますと「良好な都市の景観の形成及び隣接地域との調和を図るために、建築物の最高の高さは160m以下とする」としています。この場所で160mなら都庁からのスカイラインを考慮すると100mが限度です。

あの場所で景観を重視して160mならより低層住宅地域隣接しているこの場所は景観を重視して100m以下とするのが景観行政団体である新宿区の姿勢であると思います。

高さを100m以下とするようお願いしたい。